

介護保険料徴収方法の見直し に対する意見

○主旨P 2
○反対の理由P 3
○解決の方向性P10

全国市長会介護保険対策特別委員長

稲城市長 石川良一

主 旨

厚生労働省は、
介護保険料の年金からの徴収方法の見直し
(口座振替選択制の導入)を検討している。

安定した介護保険財政を維持し、
高齢者のための介護基盤を守る立場から、
明確に反対を表明する。

反対の理由

- (1) 高齢者に戸惑いや不安が生じる。
- (2) 保険料への影響が懸念される。
- (3) 現場の市町村が混乱する。
- (4) 第4期介護保険事業計画の策定に多大な影響を及ぼす。
- (5) 9割以上の市長が「現行制度を維持すべき」と回答。

(1) 高齢者に戸惑いや不安が生じる。

項目	内容	指摘事項
納付方法の選択	高齢者は、納付方法の選択を求められる。	従来は不要であった納付方法の選択を行わなければならない、 <u>高齢者に戸惑いが予想される。</u> 煩わしい手続きが増えたと感じる恐れがある。
残高の管理等	口座振替に際して、残高の管理を要する。	未納を防ぐために常に残高を管理しなければならない。また、未納や滞納あった場合には、給付制限等への心配をしなければならない。 <u>高齢者にこうした不安が生じる恐れがある。</u>

(2) 保険料への影響が懸念される。

保険料納付方法の見直しによる保険料の推計値変更イメージ

第4期(平成21~23年度): 約4,270円 + α 円

自然増	110円
介護従事者対策	70円

納付方法の見直しの影響	α 円
・収納率の低下(参考1)	
・事務量の増大(4)	

(参考)

- ・第1期(平成12~14年度): 2,911円
- ・第2期(平成15~17年度): 3,293円
- ・第3期(平成18~20年度): 4,090円

(参考1)

- 保険料徴収が特別徴収(年金天引き)から口座振替へ移行すると、必ずしも100.0%の徴収率とはならず、介護保険財政に影響を及ぼす恐れがある。

(参考)	介護保険料徴収率	95.2%
	特別徴収対象者	100.0%
	普通徴収対象者	87.2%

(平成19年度実績:稲城市)

(3)現場の市町村が混乱する。

- ・ 窓口相談・意向調査、残高不足の振替不能による収納管理など、膨大な事務的作業が想定されるが、市町村現場ではこれらの業務を担当する人的余裕がない。
- ・ 現行の数倍の口座振替対象者数となるものと見込まれることから、現在の収納管理(口座管理)システムに新たな管理システムが加わることになるため、一層複雑な管理が必要となるとともに、新たな介護保険事務処理システムの改修費、口座振替管理費・口座振替手数料など膨大な費用が想定される。これらの膨大な費用には税等が充てられる。
- ・ 特別徴収(年金天引き)に比べて口座振替制度では徴収率の低下が想定され、その結果、一定の保険料の引き上げが想定されるが、すでに市町村介護保険事業計画で保険料水準の変更は、「自然増減」「介護報酬改定」であることが浸透しており、第4期事業運営期間を控え、時間的にも「徴収率の低下による保険料引き上げ」を説明することは難しく、現場の市町村での混乱が予想される。

このように、わざわざ税を使って徴収率を下げる変更を行い、高齢者の保険料の引き上げにつながる施策を実施することは、住民の理解が得られないのではないか。また、国と地方がこれまで築いてきた信頼関係を踏まえ、今後、制度見直しを行うにあたっては、市町村保険者の意見を十分に聞いた上で検討する必要がある。

(4) 第4期介護保険事業計画の策定に多大な影響を及ぼす。

次の理由により第4期事業計画の策定ができない。

① 特別徴収選択者と口座振替選択者の数が不明であり、保険料収入が算定できない。

② 選択方式への変更に伴う電算システム変更等の経費が不明であり、予算措置もされていない。

(5) 9割以上の市長が「現行制度を維持すべき」と回答。

回 答	都市数	構成割合 (%)
① 現行の制度を維持すべきである。	143	20.7
② 年金天引きについて、社会保険料控除の対象とした上で、現行の制度を維持すべきである。	485	70.1
③ 口座振替と年金天引きの選択制を導入すべきである。	64	9.2

【調査結果】(H20. 12. 9 18:00現在)

《調査概要》

- 調査期間：平成20年12月1日～4日
- 対象都市：809区市
- 有効回答数：692
- 回答率：85.6%

解決の方向性

年金天引きと口座振替との間で生ずる
税負担の不均衡は、
税制の歪(ひずみ)に原因がある。

厚生労働省は、この問題を解決するため、
介護保険料の徴収方法を見直すのではなく、
税制改正を求めている。

(参 考 2)

平成 20 年 12 月 4 日

各 位

全 国 市 長 会

会 長 佐 竹 敬 久

社 会 文 教 委 員 長

鈴 木 望

国 民 健 康 保 険 対 策 特 別 委 員 長

河 内 山 哲 朗

介 護 保 険 対 策 特 別 委 員 長

石 川 良 一

後期高齢者医療、国民健康保険及び介護保険の
保険料徴収に関する緊急申し入れについて

別添のとおり緊急申し入れを行いますので、その実
現方につきまして特段のご高配を賜りますよう、よろ
しくお願い申し上げます

後期高齢者医療、国民健康保険及び介護保険の 保険料徴収に関する緊急申し入れ

後期高齢者医療制度については、国による再三にわたる軽減策等に対応するべく、市町村は、住民説明会やきめ細かな広報等を繰り返し行い、制度施行当初の混乱は収まりつつある。

そのような中、後期高齢者医療及び国民健康保険の保険料の年金天引きについては、本年 10 月から一定の要件のもと、口座振替による保険料納付が可能とされたが、11 月 18 日には、「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、その要件を撤廃し、平成 21 年 4 月から実施する旨、厚生労働省から市町村に対し一方的に通知が行われたことは、納得しがたく、誠に遺憾である。

一方、今般、厚生労働省は、介護保険料納付方法についても後期高齢者医療制度等と同様、口座振替と年金天引きとを選択できるようにする方向で検討していることが明らかになった。

このことについては、10 月 7 日の衆議院予算委員会において、厚生労働大臣から、市町村の意見を聞くとの答弁がなされたが、保険者のコンセンサスを得ることなく制度変更を行うことは、住民や現場に更なる混乱をもたらす上、保険料徴収率の低下やシステム変更などにより、保険財政や円滑な事業運営に少なからぬ影響が及ぶことは明らかである。

については、我々市町村の立場から、下記事項について強く申し入れる。

記

1. 後期高齢者医療制度及び国民健康保険制度における保険料徴収について

後期高齢者医療制度等における保険料徴収の更なる見直しについては、①混乱の再発、②滞納問題の発生、③住民の信頼感の喪失、④制度の安定性の欠如、⑤更なる財政負担の発生などが懸念されることから、保険料徴収事務を行っている市町村の意見を十分聞いた上で、国の「医療保険部会」や「高齢者医療制度に関する検討会」等において結論を得ること。

2. 介護保険制度における保険料徴収について

(1) 被保険者の便宜や確実かつ効率的な保険料徴収による公平性の確保という観点から年金天引きを原則とすることとした介護保険制度の発足時からの経緯や、8年以上にわたって制度として定着していることを踏まえ、安易に選択制を導入しないこと。

なお、全国市長会が全市長を対象に意向調査を実施したところ、税負担の公平性を確保するという条件付回答も含め、9割以上の市長が年金天引きを原則とする現行制度を維持するべきであると回答していることを申し添える。

(2) 介護保険制度の見直しにあたっては、事前に十分な時間的余裕をもって市町村と協議するとともに、国の「介護保険部会」等において結論を得ること。

3. 税負担の不均衡の是正について

年金天引きと口座振替との間で生ずる税負担の不均衡の問題については、制度設計者である厚生労働省の責任において早急に解決を図ること。

平成20年12月4日

全 国 市 長 会

【速報値】

(H20.12.4 15:30現在)

《調査概要》

- 調査期間：平成20年12月1日～4日
- 対象都市：806市区
- 有効回答数：624
- 回答率：77.4%

回 答	都 市 数	構成割合(%)
① 現行の制度を維持するべきである。	127	20.4
② 年金天引きについて、社会保険料控除の対象とした上で、現行の制度を維持するべきである。	440	70.5
③ 口座振替と年金天引きの選択制を導入するべきである。	57	9.1